

那覇市校区まちづくり協議会カルテ事業実施要綱

(目的)

第1条 校区まちづくり協議会支援事業（以下「校区事業」という。）の円滑な運営を図る事を目的に作成する「校区まちづくり協議会カルテ（以下「校区カルテ」という。）」について、必要な事項をこの要綱で定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 校区カルテ 行政機関が保有する情報、公的施設及び自然環境といった地域資源等の情報を集約し、地域の特徴を可能な限り小学校区ごとにまとめ、地域を可視化させ理解できるようにした地域情報の台帳をいう。
- (2) 関係機関 情報を保有している機関をいう。
- (3) 個人情報 那覇市個人情報保護条例（平成3年那覇市条例第21号）第2条第1号アの個人情報をいう。
- (4) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (5) 保有個人情報 那覇市個人情報保護条例（平成3年那覇市条例第21号）第2条第9号の保有個人情報をいう。

(事業内容)

第3条 校区事業における、地域間の連携、諸課題の掘り起こし、活動計画策定及び実施時において、それぞれの場面で校区カルテを活用し、校区事業の円滑な運営が行えるよう支援する事業である。

(登録内容)

第4条 校区カルテは、校区事業の運営に必要とされる情報、且つ、関係機関より承認された情報とし、次の事項で構成する。

- (1) 人口等情報に関すること
- (2) 小学校情報に関すること
- (3) 施設情報に関すること
- (4) 地域（人材・団体等）情報に関すること
- (5) 防災・防犯情報に関すること
- (6) 子ども・教育情報に関すること
- (7) 校区まちづくり協議会情報に関すること
- (8) その他

(情報の収集)

第5条 市長は、前条で挙げた情報を収集するため、関係機関に対し情報提供

の依頼をすることができる。ただし、保有個人情報の収集においては、個人情報の保護に関する法律並びに那覇市個人情報保護条例及び那覇市個人情報保護条例施行規則に基づき、情報の収集をしなければならない。

(作成)

第6条 前条の規定に基づき収集した情報は、小学校区ごとに振り分け、校区カルテに登録し作成する。

(活用)

第7条 校区カルテは、校区事業で活用し、登録する個人情報は校区事業以外の目的で使用してはならない。ただし、本人の同意を得た場合に限り、公開して、活用することができる。

2 第5条の規定に基づき収集した個人情報を含まない情報は、ホームページへ公開することができる。

(情報の更新)

第8条 校区カルテの登録情報は、毎年度、見直し、必要に応じて更新する。

2 校区カルテの情報提供者又は本人より、登録情報の変更又は抹消について申出があった場合、本カルテの登録情報を速やかに変更又は抹消しなければならない。

3 校区カルテに登録した情報で、保有する必要がなくなった場合には、登録情報を速やかに消去する。

(個人情報の保護)

第9条 個人情報の保護に関しては、次のとおりとする。

(1) 市長は、校区カルテの登録及び活動により知り得た個人情報については、適正に管理し、本事業の運用以外の目的に使用してはならない。

(2) 校区カルテを活用した者は、校区カルテ及びその活動を通して知り得た個人情報については、その守秘に努めなければならない。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年10月6日から施行する。